

2021年（令和3年）9月17日

保護者の皆様へ

逗子市教育委員会  
教育長 大河内 誠

### 逗子市立中学校の授業等のオンライン配信に係る今後の対応について

緊急事態の措置期間が9月30日まで延長となり、引き続き神奈川県が措置地域のひとつとなっています。

本市では9月7日以降、準備ができた学校から順次授業等のオンライン配信を行ってまいりましたが、このたびの緊急事態宣言の延長に伴い、当面の間、以下のような内容で、継続することといたします。

#### 【対象】①～③の中で、希望する生徒

- ① 新型コロナウイルス感染への不安から登校を見合わせる生徒
- ② 新型コロナウイルスに感染しているまたは濃厚接触者に特定され出席停止となっている生徒
- ③ その他の理由で登校できていない生徒

#### 【留意点】

- ① オンライン配信による授業を視聴できる環境があるかご確認ください。
  - ・有線LANとそれにつながる端末がある。
  - ・WiFi環境がある。

\*インターネット接続環境がない場合は、各学校にご相談ください。
- ② 回線使用料、充電のための電気代および充電ケーブルの購入はご家庭の負担となります。
- ③ オンライン学習で使用するPC、タブレット端末、スマートフォンなど、すべての情報端末で、ライブ配信されている授業の動画は、生徒及び教職員の肖像権に配慮し、録画・録音を禁止します。また、「GoogleMeet」使用時や学習活動中の画面をスクリーンショットすることも禁止します。

#### 【端末の貸出について】

- ① 生徒が使用できる端末がない場合は、在籍する学校に、貸出しの希望がある旨連絡してください。
- ② 「学習用端末 借用申込書」をご提出いただき、引き換えに学習用端末を貸出します。

#### 【配信方法】

- ① 黒板を写す形で授業等を配信することを基本にします。
- ② 引き続き、原則、自クラスの教室で行う1校時と2校時の授業等の配信を継続しますが、1・2校時が移動教室などの時は、1・2校時以外の授業等の配信に変更もあります。

問い合わせ

学校教育課 すぎやま 杵山・うちだ 内田  
電話 046-873-1111  
(内線 515 / 516)